

広島県告示第八百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
○八二一 郷安田（一） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の種類による原因となる発生原災害	広島県世羅郡世羅町安田地内	表区域の示のとおり	
○八二二 郷安田（一） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の種類による原因となる発生原災害		区域の名称	
○八二三 郷安田（一） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の種類による原因となる発生原災害			号三律の土戒定第区域の施推砂区す九域で行政進災域の定令に害等土砂二示め第へ関防に害等土砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法
○八二四 郷安田（一） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の種類による原因となる発生原災害		次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。